

葛巻町農業委員会
第13回総会議事録

1 日 時 令和元年7月22日(月) 午前9時30分から午前10時18分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 深 澤 進 | ② 門 場 政 一 | ③ 藤 森 康 隆 |
| ④ 藤 岡 俊 策 | ⑤ 川 崎 美由起 | ⑥ 久 保 淳 |
| ⑦ 落 宰 勝 | ⑨ 南 坂 スガ子 | |

5 欠席委員

- ⑧ 星 野 順 子

6 議事録署名委員

- ③ 藤 森 康 隆 ④ 藤 岡 俊 策

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長) 上 山 洋 子 (総務係長)

事務局長 　　ただ今から葛巻町農業委員会第13回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思
います。
よろしくお願いいたします。

会　長 　　〔あいさつ〕
おはようございます。
午前中の早い時間からの総会ということで、それぞれ今朝の農作業大変だったと思
います。大変ご苦勞様です。今日にご案内のとおり、農地パトロールということで1日中の活
動となります。時期的に忙しい時かと思いますが、宜しくお願ひ申し上げます。

議　長 　　〔開　会〕
それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第13回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、8番星野委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議　長 　　《日程第1》
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、3番藤森委員、4番藤岡委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長と上山係長を指名いたします。

議　長 　　《日程第2》
次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議　長 　　【「異議なし」の声】
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議　長 　　《日程第3》
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議　長 　　【事務局長 挙手】
事務局長。
事務局長 　　はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月　日	内　　　　　　容	出　席　者
6月22日(土)	第18回盛岡北部畜産共進会 (岩手町　JA新いわて種子センター)	会長
24日(月)	令和元年度夢ミルクの会総会 (総合センター 保健相談室)	事務局2名
28日(金)	令和元年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会 (盛岡市 岩手県産業会館)	会長
7月1日(月)	JA新いわて葛巻支所年金友の会第23回通常総会 (モウモウ館)	会長

5日(金)	葛巻町議会7月定例会議 本議会 (役場 議場)	会長 事務局長
8日(月)	葛巻町議会7月定例会議 本議会 (役場 議場)	会長 事務局長
12日(金)	葛巻町議会7月定例会議 本議会 (役場 議場)	会長 事務局長
16日(火)	現地確認調査 (町 内)	藤岡委員、落宰委員 事務局長

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

この案件は、●●●地区の●●●●●さんと、●●字●●●の畑3筆8,982㎡を高齢で自作できなくなり、また、農地の借り手がないことから山林として活用するため、永久転用するものでございます。申請地の位置図は5ページをご覧ください。農地は●●●バス停の北側にあります。事業計画書は4ページをご覧ください。カラマツの苗木1,500本の植林を計画しているものでございます。調査書は2ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を4番藤岡委員にお願いします。

【4番藤岡委員 挙手】

議 長

藤岡委員。

4 番

現地確認結果を報告します。

対象農地は、転石が多い場所で、農地として活用するには困難な場所であり、北側と東側を山林に囲まれた場所で、周囲への影響はほとんどないものと思われま。

よって、調査書に記載のとおり特に問題は無いものと判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を提出いたします。

《日程第5》

議 長

次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は6ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。1件目の案件についてご説明いたします。農地の所在は●●字●●●で、●●●の●●●さんの畑1筆997㎡を、●●●●の●●●●さんが借受し、資材置場、駐車場に転用するものでございます。●●●●さんは●●●●に住所を構えておりますが、●●●●のご実家は対象農地の●●●●●を挟み、向かいにございます。今回、ご実家のリフォームを行うとともに、小屋3棟の解体を行うことから、その資材置場、作業機械の駐車場として使用するものでございます。申請地の位置につきましては10ページをご覧ください。対象農地は●●●●●●バス停より東へ約80mの住宅に囲まれた農地でございます。11ページに本申請の配置図を添付しております。リフォーム及び、解体などによる資材置場と、作業に伴う重機などの駐車場として使用するものでございます。7ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

2件目についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。農地の所在は●●字●●●●で、町が所有する畑392,435㎡のうち2,593㎡を風況観測装置を設置することから、風況観測タワー設置個所及び進入路として一時転用するものでございます。申請地の位置につきましては15ページをご覧ください。対象農地は現在建設中の風車No.19の西側に約400mの箇所でございます。16ページ以降に本申請の配置図及び立面、平面図を添付しておりますが、葛巻風力発電リプレース計画、いわゆる建替計画の計画設計に必要な風速・風向などのデータを得るため、高さ58mの風況観測タワーを設置するものでございます。12ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

3件目についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。●●字●●●●の畑1筆1,652㎡の一部を●●●の携帯電話無線中継基地局設置に伴う工事用地として使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりでございます。申請地の位置につきましては、22ページをご覧ください。対象農地は●●●●バス停から東へ約200mの左側でございます。23ページ以降に本申請の平面図などを添付しておりますが、資材置場及び作業スペースとして174㎡を使用するもので、期間は本年9月から令和2年2月までを予定しております。19ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでござい

ますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、1番は地区担当の千葉推進委員から、2番は地区担当の外山推進委員から、3番は地区担当の高家推進委員から、それぞれ特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

【7番落宰委員 挙手】

議 長
7 番

落宰委員。

現地確認結果を報告します。

1番目の案件は、西側と東側は宅地、北側は国道、南側は畑であり、転用されても隣接する農地の管理や農作物に与える影響はほとんど無いものと思われます。

2番の案件は、現在、進めている風力発電設備に隣接して設置されるものであり、工事にあたっては鉄板を敷設して行われることなどから、農地の管理や農作物に与える影響はほとんど無いものと思われます。

3番の案件は、携帯電話基地局の設置用地として一時的に使用するものです。

工事にあたっては鉄板を敷設して行われることなどから、農地の管理や農作物に与える影響はほとんど無いものと思われます。

このことから、いずれの案件も調査書に記載のとおり特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議 長

次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

この議案の、利用権設定の6番から10番の案件は6番久保委員が、11番の案件は5番川崎委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により及び、規定を準用することにより、議案説明前に退席をお願いいたします。

それでは、所有権移転の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

議 長 《日程第 8》
次に日程第8 議案第5号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
議案書は36ページをご覧ください。この案件は、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条第2項の規定に基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされており、これに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。

次のページをご覧ください。まず、1農用地利用計画の変更概要でございしますが、(1)土地利用の状況（変更前の状況）の行政区域の総面積は町全体の面積でございします。次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252ha、うち農用地区域が15,638.1haとなっております。これは集团的に存在する農用地や土地改良事業区域内などの生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。

次の(2)農用地利用計画の変更が、本日ご審議いただく内容となります。農用地区域からの除外を50.93haとするもので、(3)今後管理する農用地区域の総面積が15,587.2haになるものでございします。

次のページをご覧ください。農用地区域から除外される内訳で、植林転用が5件509,276㎡となっております。

次のページをご覧ください。1農用地区域からの除外一覧が5件でございします。

なお、1農用地区域からの除外一覧5件のうち、番号1及び、2並びに3につきましては現況地目が元々山林であり、現地の状況から除外に関しては特に問題ないものと思われまます。

議案書の40ページをご覧ください。番号4の案件は、●●地区の●●●●●さんが植林のため畑2筆4,069㎡を農用地区域から除外するもので、土地の所在は●●第●●地割字●●●●です。申請地の位置につきましては、42ページをご覧ください。●●●●から●●●●●●●●●●を西へ約150mから右手に約50mの場所です。前のページをご覧ください。「農用地区域からの除外に関する検討表」の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございします。

議案書の43ページをご覧ください。番号5の案件は、●●地区の●●●●さんが植林のため、畑2筆3,801㎡を農用地区域から除外するもので、土地の所在は●●第●地割字●●です。申請地の位置につきましては45ページをご覧ください。●●●●から南東へ約200mの場所です。前のページをご覧ください。「農用地区域からの除外に関する検討表」の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番藤岡委員にお願いします。

【4番藤岡委員 挙手】

議長 藤岡委員。

4番 現地確認結果を報告します。

番号4番の申出地は、山林に囲まれた狭い傾斜地で、今後も農地としての利用が見込めないもので、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は妥当と判断いたしました。

番号5番の申出地は、東側は山林に囲まれた高台となっている場所で、西側に隣接されている農地と大きな段差があり、農地への侵入が困難であり、今後も農地としての利用が見込めないもので、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は妥当と判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を同意することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第5号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

議案書は46ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

6月26日、●●●●●●の●●●●●●さんからの届出で、相続登記が完了したことにより

- 取得したものです。現在は自己管理ということで、耕作はしていない状況でございます。受理通知書につきましては7月17日に送らせていただいております。以上でございます。
- 議長** この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。
- 議長** **【7番落宰委員 挙手】**
- 7番** 落宰委員。
現地確認結果を報告します。
対象農地は近年耕作されていない状況でございますが、自己管理をしている農地でした。また、隣接する農地は野菜など耕作を行っております。以上です。
- 議長** 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議長** **《日程第10》**
次に日程第10「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。
- 議長** **【「なし」の声】**
事務局からあれば、お願いします。
- 議長** **【「特にありません」の声】**
ないようですので、「その他」を終了します。
以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第13回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和元年8月1日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____